

【令和6年度 沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札公告沖モ第9号】

以下の要領で請負業者を募集します。

I 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 件 名：沖縄都市モノレール管理棟別館(改修)工事(その1)
- (2) 工 事 場 所：沖縄県那覇市安次嶺 377-2 沖縄都市モノレール展示棟
- (3) 工 事 範 囲：工事範囲は、設計図書及び特記仕様書による。
 - ①仮設プレハブの設置
 - ②建築工事
 - ③解体工事
- (4) 工 事 期 間：契約締結日から令和7年12月31日まで
- (5) 発 注 形 態：単体企業
- (6) 資 格 審 査 方 法：事前審査型
- (7) 落札者決定基準：価格競争型
- (8) 予 定 価 格：設定する
- (9) 最低制限価格：設定しない

II 申請手続き等

- (1) 手続き方法
本工事の入札は、下記(2)により一般競争入札参加資格申請を行い資格審査を経た後、下記(3)の通知で資格が認められた入札参加者により、競争入札を実施して落札者を決定する。
- (2) 申請書等の提出
本入札の参加希望者は、一般競争入札参加申請書及び資格審査資料を沖縄都市モノレールのホームページから入手の上、下記日時までに提出しなければならない。
申請書の提出期間：令和6年12月13日(金)～令和6年12月26日(木) 17時00分迄
申請書の提出先：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2
沖縄都市モノレール総務課 担当 高良
電話番号 098-859-2630
提 出 方 法：申請書等の関連資料を持参により提出
申請書の作成方法：「入札説明書」による。
- (3) 入札参加資格の審査
提出された資格審査書類を審査し、確認結果を令和7年1月7日(火)までに通知する。
- (4) 参加資格
以下の要件を満たす者を参加有資格者とする。
 - 1) 参加申込は、単体企業とする。
 - 2) 沖縄県の建設業許可において建築・土木工事業の一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
 - 3) 沖縄県「令和5・6年度入札参加資格者名簿」において建築工事業 A ランク以上の許可を受けていること。
 - 4) 沖縄県那覇市又は浦添市に本店または本社を有する企業
- (5) 技術者の配置
技術者の配置は、以下のとおりとする。
 - 1) 現場代理人は工事現場に常駐で配置できること。

- 2) 主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を開札日において配置できること
 - ・一級建築士
 - ・二級建築施工管理技士以上
- 3) 主任技術者は、請負金額が3,500万円（建築工事の場合は7,000万円）以上となる場合は専任で配置できること
- 4) 下請契約金額の合計額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上となる場合は主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を配置できること
- 5) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、請負者と3か月以上の直接的雇用関係があること
- 6) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、兼務することができる
- 7) 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等のやむを得ない事由により承認された場合を除き、申請書の差し替えは認められない。やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記(5)に掲げる基準を満たす、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(6) 交付図書

様式は、沖縄都市モノレールホームページから入手し、詳細図面等（CD）は沖縄都市モノレール本社にて配布する。ただし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年度版）は、参加者各自で入手すること。

III 入札

(1) 入札書の提出日時

持参日時：令和7年1月15日（水） 9時00分～14時50分迄

提出場所：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール総務課 担当 高良

(2) 入札書の提出方法

- 1) 入札は、入札書、工事費内訳書を封緘し表に社名を明記して、上記（1）の期限までに提出、委任状がある場合は封緘はせずに提出すること。
- 2) 入札書には設計図書に係る工事価格を記載すること。
- 3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4) 再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。
- 5) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(3) 工事費内訳書の提出

本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に限り、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な工事費内訳書の提出を求める。

ただし、以下の点に留意すること。

- 1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。
- 2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(4) 入札の辞退

申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札書提出日時までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする

場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。

(5) 開札

開札日時：令和7年1月15日（水） 15時00分（予定）

開札場所：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2 沖縄都市モノレール本社 会議室

(6) 落札者の決定方法

- 1) 入札価格が、予定価格の制限以下でかつ最も低い金額で入札したものを落札者とする。
- 2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(7) 本入札に係る資料の取り扱い

- 1) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 3) 提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 提出された申請書等は、返却しない。
- 5) 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。
- 6) 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- 7) 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。
- 8) 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の業務等において指名の停止等を行うことがある。

(8) 注意事項

以下のいずれかに該当する者は、参加企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2) 沖縄県、那覇市の指名停止措置を受けている者
- 3) 破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- 4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- 6) 会社法（平成18年法律第66号）に基づき会社の特別清算の申立がなされている者
- 7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、市町村税を滞納した者
- 8) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））である者

(9) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(10) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、工事請負契約書（案）第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。契約保証金は契約金額の10分の1以上とする。

有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(11) 注意事項

入札は、本入札要綱書に定めるほか、入札説明書に従い実施する。

[一般事項]

- ① 本工事の落札者は、同時期に発注される「**沖縄都市モノレール管理棟別館(仮称)改修工事(その2)**」について、建築工事請負者として、工程等の統括を担う。
- ② 解体撤去処分材料について、図面内にアスベスト調査サンプリング箇所を明記しているが、図示している箇所以外にアスベスト含有建材の可能性がある場合は、発注者、及び監理者と協議を行い追加費用にて調査を行うこととする。

[業務進捗報告]

- ① 業務進捗報告については、業務着手前にその方法、頻度及び時期に関し、発注者と協議のうえ取りまとめ、その決定事項に従い、都度報告し了解・確認を取る。

[環境影響配慮]

- ① 敷地内の他の施設は通常通りの運営を行っているため、騒音・振動・悪臭等の発生防止、有害廃棄物の適切な処理等の環境配慮には特に万全を期すよう、請負者の責務として実行するものとする。

IV 本公告に関する質疑及び回答

(1) 質疑

質疑は、別紙質疑書により行うこととする。

提出期限：令和6年12月13日(金)～令和6年12月26日(木) 17時00分迄

提出方法：様式に記入のうえ、担当窓口のメールアドレスに電子メールの添付ファイルとして送付すること。また、件名は「**沖縄都市モノレール管理棟別館(仮称)改修工事(その1) 質疑書 ●●**」(●●は提出企業名)とすること。

提出先：沖縄都市モノレール総務課 担当者 高良

TEL：098-859-2630

E-mail：takara_k@yui-rail.co.jp

(2) 回答

回答方法：沖縄都市モノレールホームページ上で公表する。

回答日時：令和7年1月7日(火) 予定

V 契約

本工事の契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

VI その他事項

(1) 支払い条件は、工事請負契約書(案)による。

(2) 工事保険

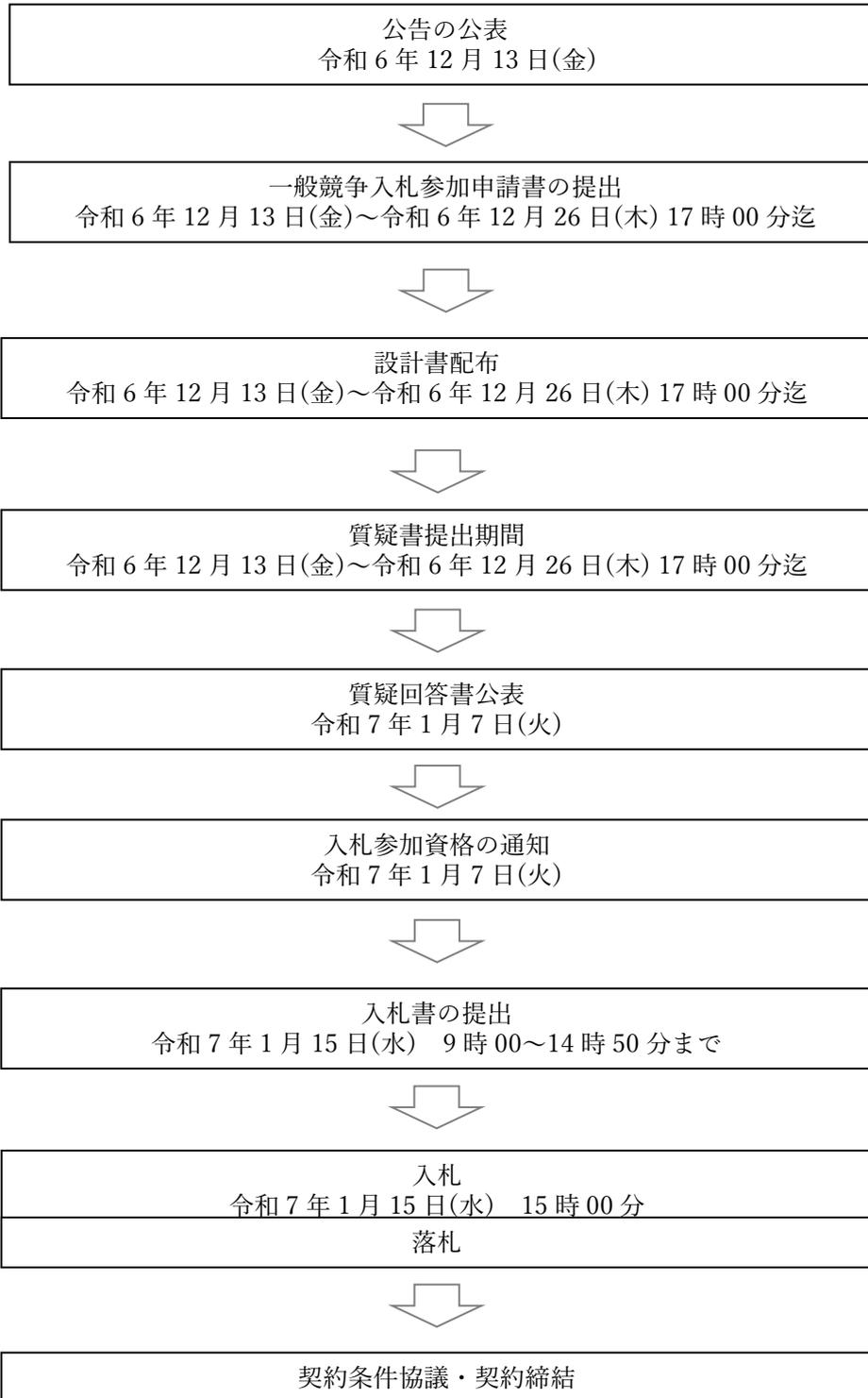
1) 請負業者賠償責任保険、組立保険、火災保険、その他保険に加入すること。

2) 保険期間は、原則、工事着工日から工期最終日+14日以上とする。

(3) 請負代金の変更等

本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。

別図 入札日程



※現場説明会は実施しない。